

# こんにちは 家畜保健衛生所です

家保便り  
令和5年2月

国の鳥インフルエンザの専門家委員会から  
新たな提言がありました！



**共同施設の利用時における交差汚染および  
鶏舎の換気口からの小動物侵入の可能性が  
示唆されました。**

高病原性インフルエンザの発生を防ぐため、次の事に留意しましょう！

- ① 近隣農場との共同施設を利用する場合は、出入り時の消毒を徹底し、特にウイルスの交差汚染がないように注意して下さい。
- ② 鶏舎の屋根の上の換気口（モニター）や鶏舎の天井裏などに、すき間や穴がないか点検し、必要に応じた補修をして下さい。

※ 2月以降は、渡り鳥の北帰行となり、引き続き、長靴や衣服の取り替え、消石灰などによる消毒、野生動物対策などを行って、**厳重な警戒**をして下さい。

平日

家畜保健衛生所業務第一課 0743-59-1700  
家畜保健衛生所業務第二課 0745-62-2440

休日・夜間

県庁守衛室 (0742-22-1001)